



1. 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による中堅企業への成長を志向する企業への支援

(1) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の概要

2021年6月、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が制定・公布されました。

この法律は、「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じるものです。

(2) 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大

この法律による中小企業の足腰の強化のための具体的な措置の1つとして、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大が挙げられています。

従来から、企業支援の施策には「中小企業者」を対象とするものが多数あります。これらの施策においては、資本金額が従業員数のいずれかが法定の基準を下回っている企業は「中小企業者」として支援の対象となります。この法定の基準は業種によって定められており、例えば製造業等では資本金額3億円、従業員数300人が判定の基準となっています。

したがって、「中小企業者」を対象とする支援施策では、相当多くの従業員を擁しており

経営基盤が比較的安定している企業であっても、資本金額が抑えてあれば支援対象となり得ることになります。例えば、製造業等であれば、従業員数が500人であろうと1,000人であろうと、資本金額が3億円以下に抑えられていれば、「中小企業者」として施策の対象となり得ます。

他方で、近年中堅企業に成長した企業の多くと同じような方法で資本金額と従業員数を順調に拡大した結果、資本金額が法定の基準（製造業等の場合3億円）を超えた後に従業員数が法定の基準（製造業等の場合300人）を超えるに至った企業は、実際には成長途上のためまだまだ支援が必要であるにもかかわらず、「中小企業者」を対象とする支援施策については対象外となってしまいます。

そこで、今回の法改正により、企業規模の拡大促進のための一定の施策については、資本金額基準によらずに従業員数基準で対象を画することとされました。具体的には、経営力向上計画・経営革新計画・地域経済牽引事業計画に関する一定の補助金や金融支援といった措置については、従業員数が一定数以下（製造業等の場合500人以下）である事業者を、資本金額を問わずに「特定事業者」として支援の対象者とすることになりました。

「特定事業者」の判定における従業員数の基準は、「中小企業者」の基準よりも緩やかに設定されています。例えば、製造業等の場合、「中小企業者」の従業員数の判定基準は300人以下とされている一方、「特定事業者」の従業員数の判定基準は500人以下とされています。したがって、「中小企業者」を対象とする支援施策の対象外だった従業員数が300

人を超えて500人以下である製造業等の事業者でも、今回の法改正後は「特定事業者」を対象とする補助金や金融支援の対象となります（なお、資本金額が少額のため「中小企業者」であるものの従業員が多数のため「特定事業者」には該当しないこととなる企業についても、2023年3月末までは支援対象となります。）。

(3) 中堅企業への成長を志向する企業への今後の支援

今回の法改正は、中小企業に対して規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進し、中小企業の経営基盤を強化して中堅企業へ成長させ、海外で競争できる企業を増やすことを目標の1つとしています。

この目標を実現するため、中堅企業への成長を志向する企業への支援は、今回の法改正によって支援施策の対象が「特定事業者」に拡大されることを皮切りに、今後強化されていくこととそうです。

2. 徳島県よろず支援拠点における中堅企業への成長を志向する企業への支援

(1) 中小企業から中堅企業への成長支援メニュー

徳島県よろず支援拠点でも、今年度、中堅企業への成長を目指す企業のための特別な支援メニューを準備しました。

よろず支援拠点が従来から行ってきた中小企業支援は、中小企業が抱える課題をよろず支援拠点が自ら、あるいは公的支援機関（商工会・商工会議所など）と連携して解決することを前提とするものでした。

これに対し、今年度から徳島県よろず支援拠点が行う中堅企業への成長支援では、よろず支援拠点内部での解決や公的支援機関との連携による解決という範囲にとられず、民間事業者の有料サービスも含んだ幅広い連携により、中堅企業への成長のための課題の解決に取り組みます。

また、中堅企業への成長支援については、徳島県よろず支援拠点内に今年度新たに立ち上げたプロジェクトチームが、企業の抱える課題の発見とこれらの課題の解決（アドバイスによ

る解決や公的支援機関・民間支援機関との連携による解決）について、チーム体制で手厚くサポートします。

(2) DX推進による成長支援

今年度の徳島県よろず支援拠点による中堅企業への成長を目指す企業の支援では、DX（デジタル・トランスフォーメーション）で生産性を向上させて規模拡大を図ることに特に重点を置いています。

先般（2021年7月1日）、徳島県よろず支援拠点の設置主体であり本紙の発行者でもあるとくしま産業振興機構は「とくしまDX推進センター」を開設しました。

徳島県よろず支援拠点では、とくしま産業振興機構と共同で「ものづくり成長戦略DX支援会議」を立ち上げ、「とくしまDX推進センター」との連携を開始しています。

この「ものづくり成長戦略DX支援会議」には公的機関のほか民間のITベンダーも招聘し、中堅企業への成長を目指す企業が抱えるDXの課題に協同して取り組むための万全の体制を整える予定です。

もちろん、DXのために必要な金融機関からの資金調達についても、よろず支援拠点のコーディネーターがサポートを行います。

3. 徳島県で中堅企業への成長を目指す企業の皆様へ

徳島県よろず支援拠点は、中堅企業への成長を目指す中小企業向けの特別な支援メニューを、四国では他の3県のよろず支援拠点に先駆けて導入することができました。

徳島県で中堅企業への成長を目指す企業にとって、今回の支援メニューの活用は、一歩先へと進むまたとないチャンスです。

中堅企業への成長を目指す企業の皆様は、ぜひお気軽に徳島県よろず支援拠点にご相談ください。徳島県よろず支援拠点は全力でサポートいたします。費用は無料です（ただし、民間事業者の有料サービスと連携する場合には、その有料サービスの費用についてはご負担いただきます。）。

よろず支援拠点の連絡先は以下のとおりです。

徳島県よろず支援拠点

徳島県徳島市南末広町5番8-8
徳島経済産業会館2階

電話 **088-676-4625**
HP <https://yorozu-tokushima.jp/>

受付時間 【平日】9:00~17:45
【休日相談会】●毎週日曜日 10:00~17:00
徳島駅前ポポポ街 ●毎週土曜日 10:15~17:00
アミコビル9F
（最新情報を確認して下さい）

新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置しております。相談希望の方は上記、徳島県よろず支援拠点にご連絡ください。

4. 関係諸機関の皆様へ

関係諸機関の皆様には、日頃よりよろず支援拠点事業にご協力いただいております。たく存じますが、上記の中堅企業への成長を志向する企業の支援へのご協力につきましても、この場を借りて改めてお願い申し上げます。



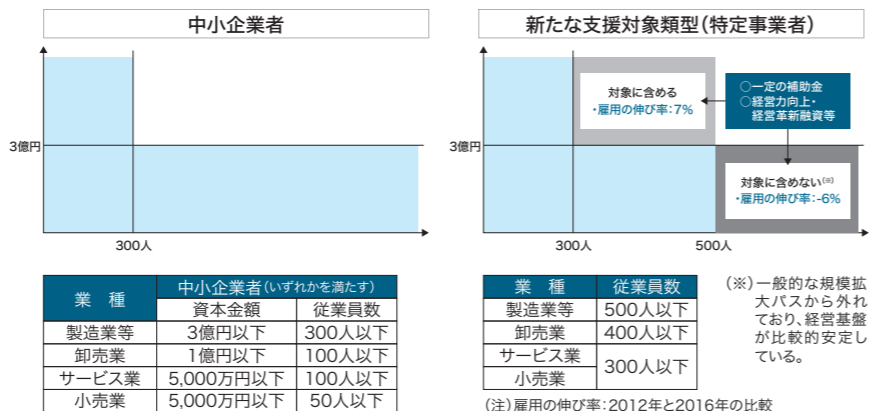
中堅企業への成長を志向する企業への支援

戸田 順也

徳島県よろず支援拠点コーディネーター

弁護士・税理士・中小企業診断士

中小、零細企業者のあらゆる経営上の悩みに対応するため、（公財）とくしま産業振興機構内に「徳島県よろず支援拠点」を開設しています。皆様のお役に立ちそうな支援内容を「徳島県よろず支援拠点」のコーディネーターが交代で紹介していきます。今月は戸田コーディネーターが紹介します。



※中小企業庁「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の概要」(2021年3月) (https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/soukai/2021/download/210315HS03.pdf)より引用